

議会基本条例各条文比較

【3-1 議会運営の原則】

旭川市	
横須賀市	
長野市	<p>議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行わなければならない。</p> <p>3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。</p> <p>4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p>
豊田市	<p>議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p> <p>5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p>
岡崎市	<p>議会は、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。</p> <p>議員が市民全体の奉仕者であることを深く認識し、本市議会が平成2年6月に定めた岡崎市議会議員政治倫理要綱を遵守するよう規定するものです。</p> <p>(1) 主義主張を同じくする議員により会派を結成することができます。現在本市議会においては、3人以上の議員により会派を結成することができます。</p> <p>(2) 政策提言においては、会派内で十分な協議・調整を行うとともに、議会全体として統一した意思決定を行う際は、各派代表者会議などにおいて意見の調整を行い、合意に努めます。</p> <p>地方自治法第100条第14項により、市が定める条例により、政務調査費を交付することができます。本市も条例を制定し、政務調査費の交付を行っており、その結果について、収支報告書を作成し、領収書の写しとともに議長に提出しています。</p>
姫路市	<p>議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。</p> <p>4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。</p>
福山市	<p>議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、合議制の機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p>
久留米市	
長崎市	
大分市	

議会基本条例各条文比較

【3-2 委員会】

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条から第110条までに規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。</p> <p>前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務常任委員会 (2) 生活環境常任委員会 (3) 教育福祉常任委員会 (4) 都市整備常任委員会 (5) 予算決算常任委員会 <p>3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。</p> <p>4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。</p>
長野市	<p>常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>3 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>
豊田市	
岡崎市	<ol style="list-style-type: none"> (1) 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。 (2) 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。
姫路市	<p>議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。 4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条から第110条までの規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。 6 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、姫路市議会委員会条例（昭和52年姫路市条例第30号）の定めるところによる。

福山市	<p>議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。</p> <p>2 委員会は、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。</p> <p>3 常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>4 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>5 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>6 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>7 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。</p>
久留米市	<p>委員会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>
長崎市	
大分市	<p>議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。</p> <p>2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。</p>